附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（都市再開発法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前にされた第二条の規定による改正前の都市再開発法第七条の九第一項の規定による認可の申請であって、この法律の施行の際、認可又は不認可の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（土地区画整理法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「第二条の二第一項第三号」を「第二条の二第一項第四号」に改める。

一　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第六条第六項

二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四十七条第一項

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「第七十三条第一項第十四号」を「第七十三条第一項第十九号」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十八条第十三号中「及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第二項」を削り、「並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法」を「及び同法」に改める。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

法律第七十三号

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものを除く。）のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるもの（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

2　この法律において「国外犯罪被害」とは、国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。

3　この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害を受けた者であって、当該国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時において日本国籍を有する者（日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。）をいう。

4　この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における精神又は身体の障害で別表に掲げる程度のものをいう。

5　この法律において「国外犯罪被害弔慰金等」とは、第四条に規定する国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害障害見舞金をいう。

（国外犯罪被害弔慰金等の支給）

第三条　国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族（当該国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、国外犯罪被害弔慰金等を支給する。

（国外犯罪被害弔慰金等の種類等）

第四条　国外犯罪被害弔慰金等は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

一　国外犯罪被害弔慰金　国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。）

二　国外犯罪被害障害見舞金　国外犯罪行為により障害が残った者

（遺族の範囲及び順位）

第五条　国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる遺族は、国外犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　国外犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二　国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三　前号に該当しない国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2　国外犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が国外犯罪被害者の死亡の当時国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第二号の子と、その他のときにあっては同項第三号の子とみなす。

3　国外犯罪被害弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4　国外犯罪被害者を故意に死亡させ、又は国外犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる遺族としない。国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合）

第六条　次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる。

一　国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。

二　国外犯罪被害者が、当該国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時において、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。